

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	2	府 省 庁 名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （特別土地保有税、都市計画税）	
見直し項目名	社会医療法人の認定要件の特例的取扱いの廃止	
見直し内容（概要）	<p>【現行制度の概要】 社会医療法人制度における認定要件（平成二十年厚生労働省告示第百十九号）のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間等救急自動車等搬送件数 ・ へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等 <p>について、令和2年2月から令和4年3月まで新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響を踏まえた特例的な基準値（※）を用いることが可能となっている。</p> <p>（※）救急医療及び災害医療の実施における認定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナの影響の生じた会計年度の実績について、現行の要件における基準値にコロナによる実績の落ち込みを踏まえた一定の減少割合を乗じ、3会計年度平均を算出した数値を特例的な基準値として設定する。 <p>併せて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者や職員がコロナに罹患したこと等により保健所からの要請を受けて医療機関全体や一部を休業した場合 ・ へき地診療所への医師派遣やへき地における巡回診療の実施に当たって、感染防止のために地方自治体から自粛要請を受けて医師派遣や巡回診療を行うことができなかった場合 <p>には、休業した日数や自粛要請を受けた日数に相当する件数を認定要件における基準値から控除する。</p> <p>【見直しの内容】 特例的な基準値が認められる期間の延長要望は行わない。</p>	
関係条文	<p>医療法第42条の2第4項から第7項まで、医療法施行令第5条の5、 医療法施行規則第30条の35の2・第30条の35の3、平成20年厚生労働省告示第119号 地方税法第52条、第72条の2第1項第1号ロ、第72条の5第1項第2号、 第73条の4第1項第3号の2・第8号の2、第312条 第348条第2項第9号の2・第11号の5、第586条第2項第5号・第5号の2、 第702条の2第2項</p>	
増収見込額	<p>[平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
廃止又は縮減の理由	<p>本特例的取扱いの活用が見込めないため延長要望は行わない。</p>	